

なくそう！ 望まない 受動喫煙



改正健康増進法により、屋外や家庭内でも、
望まない受動喫煙を防ぐため、
周囲の状況に配慮しなければなりません。



20歳未満の方を喫煙エリアに 入れない！連れて行かない！



未成年者は特に注意！！

埼玉県受動喫煙防止条例により、保護者は未成年者の受動喫煙を防止するように努めなければなりません。



20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは**立入禁止**です。

さいたま市 保健福祉局 保健部 健康増進課
TEL 048-829-1294 FAX 048-829-1967



詳しくは
さいたま市ホームページを
御覧ください。

